

東京都地下高速電車条例の一部を改正する条例（案）

東京都地下高速電車条例（昭和三十五年東京都条例第九十四号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「十二歳」を「十八歳」に改める。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

（提案理由）

東京都地下高速電車の子供運賃の対象となる年齢を十八歳まで拡大する必要がある。

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （普通旅客運賃）</p> <p>第三条 普通旅客運賃は、旅客の乗車区間の距離に応じ、次に定める額の範囲内で管理者が定める。</p> <p>一 十八歳以上の者 一人一乗車につき四キロメートル以下の場合には百八十円、四キロメートルを超え九キロメートル以下の場合には二百二十円、九キロメートルを超え十五キロメートル以下の場合には二百八十円、十五キロメートルを超え二十一キロメートル以下の場合には三百三十円、二十一キロメートルを超え二十七キロメートル以下の場合には三百八十円、二十七キロメートルを超え四十六キロメートル以下の場合には四百三十円</p> <p>二 十八歳未満の者 一人一乗車につき前号に定める額の五割の額（計算上十円未満の端数を生じた場合は、その端数を十円を単位として切り上げて得た額）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第四条から第十五条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （普通旅客運賃）</p> <p>第三条 普通旅客運賃は、旅客の乗車区間の距離に応じ、次に定める額の範囲内で管理者が定める。</p> <p>一 十二歳以上の者 一人一乗車につき四キロメートル以下の場合には百八十円、四キロメートルを超え九キロメートル以下の場合には二百二十円、九キロメートルを超え十五キロメートル以下の場合には二百八十円、十五キロメートルを超え二十一キロメートル以下の場合には三百三十円、二十一キロメートルを超え二十七キロメートル以下の場合には三百八十円、二十七キロメートルを超え四十六キロメートル以下の場合には四百三十円</p> <p>二 十二歳未満の者 一人一乗車につき前号に定める額の五割の額（計算上十円未満の端数を生じた場合は、その端数を十円を単位として切り上げて得た額）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条から第十五条まで（略）</p>

東京都乗合自動車条例の一部を改正する条例（案）

東京都乗合自動車条例（昭和四十年東京都条例第二号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「十二歳」を「十八歳」に改める。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

（提案理由）

東京都乗合自動車の子供運賃の対象となる年齢を十八歳まで拡大する必要がある。

東京都乗合自動車条例(昭和四十年東京都条例第二号) 新旧対照表(抄)

改正案	現行
<p>第一条及び第二条 (現行のとおり) (普通旅客運賃)</p> <p>第三条 普通旅客運賃は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 十八歳以上の者 一人一旅客運賃区間一乗車につき二百十円以内で管理者が定める額</p> <p>二 十八歳未満の者 前号に定める額の五割の額(計算上十円未満の端数を生じた場合は、その端数を十円を単位として切り上げて得た額)</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>第四条から第十四条まで (現行のとおり)</p>	<p>第一条及び第二条 (略) (普通旅客運賃)</p> <p>第三条 普通旅客運賃は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 十二歳以上の者 一人一旅客運賃区間一乗車につき二百十円以内で管理者が定める額</p> <p>二 十二歳未満の者 前号に定める額の五割の額(計算上十円未満の端数を生じた場合は、その端数を十円を単位として切り上げて得た額)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第四条から第十四条まで (略)</p>

東京都電車条例の一部を改正する条例（案）

東京都電車条例（昭和三十九年東京都条例第百五号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項及び第四条第一項の表三の項中「十二歳」を「十八歳」に改める。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

（提案理由）

東京都電車の子供運賃の対象となる年齢を十八歳まで拡大する必要がある。

東京都電車条例（昭和三十九年東京都条例第百五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （普通旅客運賃）</p> <p>第三条 普通旅客運賃は、一人一乗車につき次に定める額の範囲内で管理者が定める。</p> <p>一 十八歳以上の者 百七十円 二 十八歳未満の者 九十円</p> <p>2（現行のとおり） （特殊旅客運賃）</p> <p>第四条 管理者は、事業上必要があると認めるときは、次に掲げる旅客運賃を定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="603 165 890 1102"> <tr> <th>種別</th> <th>旅客運賃の額</th> </tr> <tr> <td>一 定期旅客運賃</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>二 回数旅客運賃</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>三 貸切旅客運賃</td> <td>十八歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額</td> </tr> <tr> <td>四 特別旅客運賃</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> </table> <p>2（現行のとおり） 第五条から第十四条まで（現行のとおり）</p>	種別	旅客運賃の額	一 定期旅客運賃	（現行のとおり）	二 回数旅客運賃	（現行のとおり）	三 貸切旅客運賃	十八歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額	四 特別旅客運賃	（現行のとおり）	<p>第一条及び第二条（略） （普通旅客運賃）</p> <p>第三条 普通旅客運賃は、一人一乗車につき次に定める額の範囲内で管理者が定める。</p> <p>一 十二歳以上の者 百七十円 二 十二歳未満の者 九十円</p> <p>2（略） （特殊旅客運賃）</p> <p>第四条 管理者は、事業上必要があると認めるときは、次に掲げる旅客運賃を定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="603 1133 890 2067"> <tr> <th>種別</th> <th>旅客運賃の額</th> </tr> <tr> <td>一 定期旅客運賃</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>二 回数旅客運賃</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>三 貸切旅客運賃</td> <td>十二歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額</td> </tr> <tr> <td>四 特別旅客運賃</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>2（略） 第五条から第十四条まで（略）</p>	種別	旅客運賃の額	一 定期旅客運賃	（略）	二 回数旅客運賃	（略）	三 貸切旅客運賃	十二歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額	四 特別旅客運賃	（略）
種別	旅客運賃の額																				
一 定期旅客運賃	（現行のとおり）																				
二 回数旅客運賃	（現行のとおり）																				
三 貸切旅客運賃	十八歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額																				
四 特別旅客運賃	（現行のとおり）																				
種別	旅客運賃の額																				
一 定期旅客運賃	（略）																				
二 回数旅客運賃	（略）																				
三 貸切旅客運賃	十二歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額																				
四 特別旅客運賃	（略）																				

東京都日暮里・舎人ライナー条例の一部を改正する条例（案）

東京都日暮里・舎人ライナー条例（平成二十年東京都条例第三号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項及び第四条第一項の表五の項中「十二歳」を「十八歳」に改める。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

（提案理由）

東京都日暮里・舎人ライナーの子供運賃の対象となる年齢を十八歳まで拡大する必要がある。

東京都日暮里・舎人ライナー条例（平成二十年東京都条例第三号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （普通旅客運賃）</p> <p>第三条 普通旅客運賃は、旅客の乗車区間の距離に応じ、次に定める額の範囲内で管理者が定める。</p> <p>一 十八歳以上の者 一人一乗車につき二キロメートル以下の場合には百七十円、二キロメートルを超え四キロメートル以下の場合には二百四十円、四キロメートルを超え七キロメートル以下の場合には二百九十円、七キロメートルを超え十キロメートル以下の場合には三百四十円</p> <p>二 十八歳未満の者 一人一乗車につき前号に定める額の五割の額（計算上十円未満の端数を生じた場合は、その端数を十円を単位として切り上げて得た額）</p> <p>2（現行のとおり） （特殊旅客運賃）</p> <p>第四条 管理者は、事業上有必要があると認めたとときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる旅客運賃を定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="338 165 676 1099"> <tr> <th>種別</th> <th>旅客運賃の額</th> </tr> <tr> <td>一 定期旅客運賃</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>二 回数旅客運賃</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>三 特別旅客運賃</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>四 団体旅客運賃</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>五 貸切旅客運賃</td> <td>十八歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額</td> </tr> </table> <p>2（現行のとおり） 第五条から第十三条まで（現行のとおり）</p>	種別	旅客運賃の額	一 定期旅客運賃	（現行のとおり）	二 回数旅客運賃	（現行のとおり）	三 特別旅客運賃	（現行のとおり）	四 団体旅客運賃	（現行のとおり）	五 貸切旅客運賃	十八歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額	<p>第一条及び第二条（略） （普通旅客運賃）</p> <p>第三条 普通旅客運賃は、旅客の乗車区間の距離に応じ、次に定める額の範囲内で管理者が定める。</p> <p>一 十二歳以上の者 一人一乗車につき二キロメートル以下の場合には百七十円、二キロメートルを超え七キロメートル以下の場合には二百四十円、四キロメートルを超え十キロメートル以下の場合には三百四十円</p> <p>二 十二歳未満の者 一人一乗車につき前号に定める額の五割の額（計算上十円未満の端数を生じた場合は、その端数を十円を単位として切り上げて得た額）</p> <p>2（略） （特殊旅客運賃）</p> <p>第四条 管理者は、事業上有必要があると認めたとときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる旅客運賃を定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="338 1128 676 2063"> <tr> <th>種別</th> <th>旅客運賃の額</th> </tr> <tr> <td>一 定期旅客運賃</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>二 回数旅客運賃</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>三 特別旅客運賃</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>四 団体旅客運賃</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>五 貸切旅客運賃</td> <td>十二歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額</td> </tr> </table> <p>2（現行のとおり） 第五条から第十三条まで（略）</p>	種別	旅客運賃の額	一 定期旅客運賃	（略）	二 回数旅客運賃	（略）	三 特別旅客運賃	（略）	四 団体旅客運賃	（略）	五 貸切旅客運賃	十二歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額
種別	旅客運賃の額																								
一 定期旅客運賃	（現行のとおり）																								
二 回数旅客運賃	（現行のとおり）																								
三 特別旅客運賃	（現行のとおり）																								
四 団体旅客運賃	（現行のとおり）																								
五 貸切旅客運賃	十八歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額																								
種別	旅客運賃の額																								
一 定期旅客運賃	（略）																								
二 回数旅客運賃	（略）																								
三 特別旅客運賃	（略）																								
四 団体旅客運賃	（略）																								
五 貸切旅客運賃	十二歳以上の者の普通旅客運賃に貸切車両の定員数を乗じて得た額の五割以内の額を割引した額																								